

～誰もがあんしんして暮らせる福祉のまちづくりを目指して～

令和8年度 川口市社協会員制度

ご加入のお願い



社会福祉協議会とは？社協会員制度とは？

社会福祉法に基づいて設置される地域福祉をすすめる民間の非営利団体です。様々な福祉事業を通じて市民のみなさんと一緒にあんしんして暮らせる地域づくりに取り組んでいます。

社協の会員制度は「会費」というかたちで福祉活動に参加・協力していただく助け合いの制度です。私たちと一緒に地域を支えてくれませんか？



地域活動のために活用されます

会員の種類と会費

○個人会員

年額 1口 1, 000円

●賛助会員（企業等・個人のかた）

年額 1口 5, 000円

○施設・団体会員

年額 1口 2, 000円

■賛助会員及び施設・団体会員は、希望により社協広報誌・HP・SNSに会員名と金額を掲載させていただきます。

□法人・団体でHPへのリンクを希望する場合は本会あてにご連絡をお願いいたします。

■個人会員3口以上または賛助会員は寄附金と同様の扱いとなり、税法上の優遇措置を受けることができます。

協賛企業

このリーフレットは、福祉活動へのご理解のもと次の企業の協賛をいただいて発行しています。



地域は町会・自治会に支えられています。社協では町会・自治会への加入をお勧めしています。

個人会費1,000円の使いみち

※令和6年度会費実績の合計17,841,000円の使いみちを
1,000円に換算した大まかな内訳のイメージです。

市社会福祉協議会の活動

災害ボランティア養成講座の様子



CSWによる居場所づくり



ボランティア・
地域福祉活動の推進、
CSWの支援活動
200円

家事援助サービス
食事サービス
車いすなどの貸出
100円

判断能力が不十分な
高齢者などの福祉サ
ービス利用援助活動
60円

福祉の啓発活動
その他
140円

地区社協の福祉活動
(サロンや多世代交流、
見守り活動など)
500円

福祉車両・車いすの貸出



個人会員・賛助会員の
会費の半分は川口市社
協の福祉事業に活用
し、半分は会員の地元
の地区社協の活動費に
なります。

詳しい使いみち
はこちら



地区社会福祉協議会の活動

川口市では19の連合町会単位で、地区社会福祉協議会（地区社協）が組織されています。
地域の特性に合わせて、さまざまな福祉活動が行われています。



敬老のお祝いの様子



三世代交流活動の様子



ご高齢のかた対象のサロンの様子

会員の加入方法

町会・自治会・分区を通じてのご加入や、川口市社協の窓口（青木会館2階、やすらぎ会館、かわぐちボランティアセンター）、市役所福祉部、各支所などの窓口で受け付けており、年間を通じてご加入いただけます。

社会福祉法人 川口市社会福祉協議会

電話：048-252-1294

住所：川口市青木3-3-1 青木会館2階

やすらぎ会館

かわぐちボランティアセンター

川口市南鳩ヶ谷6-8-16

川口市川口1-1-1 キューポ・ラ本館棟M4階 ☎ 227-7640



詳しくはHPへ

☎ 285-2050

☎ 227-7640